

毎日のお仕事お疲れ様です。
今回の「おさめーるだより」は、2月から開始される『所得税、市県民税の申告』、『固定資産税』についてお知らせします。



令和元年中の所得の申告受付期間は、令和2年2月5日(水)から令和2年3月16日(月)までとなっています。下記に該当する方は、必要書類を持参のうえ、令和2年1月に全戸配布予定の『令和2年度市県民税申告について(お知らせ)』に記載の申告会場へお越しください。

◆申告書を提出しなければならない人◆

- ① 営業、農業、その他事業(大工、左官、ホステスなど)、不動産、一時金(生命保険金等の満期返戻金)、土地・建物等の譲渡所得などの所得があった人
- ② 給与所得者のうち次のような人
 - ・勤務先から給与支払報告書の提出がされていない人
 - ・令和元年中に就職や退職をした人で年末調整の済んでいない人
 - ・不動産や年金など給与以外にも所得のあった人

※給与所得以外の所得金額が20万円以下のため確定申告が不要とされる人も市県民税の申告は必要です(農業、漁業、外交員報酬等)。

- ③ 年金、恩給など公的年金の受給者のうち、次のような人
 - ・不動産や給与など公的年金以外に所得のあった人
 - ・社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除を受けようとする人

※公的年金収入金額が400万円以下で、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のため確定申告が不要とされる人も市県民税の申告は必要です。

◆申告の際用意していただくもの◆

- ① 市県民税申告書
- ② 印鑑
- ③ 個人番号カード又は個人番号通知カード(申告する方だけではなく、被扶養者(扶養されている方)や事業専従者の分も必要です。番号をメモ等して持参することも可能です。)、身元確認のための運転免許証、身体障害者手帳など。※個人番号カード保持者については、身元確認書類は不要です。
- ④ **令和元年中の収支を明確にできるもの**
源泉徴収票、農協・漁協等の出荷証明書(※農協以外に出荷している場合も必ず出荷証明書等を持参してください。)、収支差引簿、預金通帳、経費の領収書等(領収書は漏れの無いようすべて持参してください。)

※平成26年1月から、事業所得(営業、農業)、不動産所得、山林所得が生ずべき業務を行うすべての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要となっていますので、関係資料を持参してください。

- ⑤ 令和元年中に支払った社会保険料などの領収書や生命保険料などの控除証明書など。
(国民年金については、領収書又は預金通帳を持参して下さい。)
 - ⑥ 障害者控除を受ける人は障害者手帳や福祉事務所長発行の障害者控除対象者認定書など。
 - ⑦ 医療費控除を受ける人は医療費の領収書、医療費通知、レシート(病院・薬局ごとに仕分けをしてきてください。)
- ※国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者は、令和元年中が無収入の方や非課税収入(障害年金や遺族年金等)のある方も全員申告が必要です。申告をされないと、保険税(料)の軽減措置が適用されません。**

固定資産税について



固定資産税は、毎年1月1日現在で土地・家屋・償却資産の所有者が納税義務者となります。地方税法の規定により、毎年1月1日時点の所有者に対し、1年分が課税されますので、年の途中で売買があっても固定資産税は変動しません。

① 土地の利用状況が変わった場合

固定資産税は、1月1日時点の土地利用状況によって課税されますので、利用状況が変更になった場合は、変更になった翌年度から課税上の地目を見直さなければならない場合があります。土地の利用状況を変更した場合は、必ず税務課までご連絡ください。

② 家屋を新築・増築・解体した場合

新築・増築家屋の評価額を決定するために、その家屋の現地調査(家屋調査)が必要になります。税務課では、新築・増築された家屋の現地調査を不動産登記申請に基づき実施していますが、登記申請が遅れている等の理由により、調査の対象として把握できず、公平・公正な課税ができない可能性があります。

また、家屋を解体しても届出(滅失登記や税務課への連絡)がない場合、実際には存在しない家屋に課税されてしまう場合もあります。

家屋を新築・増築・解体した場合は、必ず税務課にご連絡ください。

③ 償却資産を所有(または新たに取得)している方へ

固定資産税には土地・家屋だけではなく、償却資産も含まれます。償却資産とは、【土地・家屋・自動車・軽自動車以外の事業の用に供することができる資産】を言います。

西之表市内に償却資産を所有している方(または新たに取得された方)は、地方税法の規定により、その増減等について令和2年1月31日までに申告する必要があります。

対象となる方には、通知文を郵送します。なお、令和元年に新たに事業を開始された方は、税務課にご連絡ください。

④ 所有者が亡くなった場合

所有者が亡くなった後、すぐに相続登記を行わない場合は、相続人の中で固定資産税に関する書類等を受け取る代表者を指定するために、相続人代表者指定届出書を提出してください。

なお、この届出書は固定資産税の納税に限定したもので、法的に相続が確定するものではありません。実際に相続登記が完了した際は、登記簿上の新しい所有者に納税通知書等を送付することになります。

※督促状に記載の納期限について

納期限内に納付がない場合、納期限後20日以内に督促状を発行していますが、督促状に記載されている納期限についてはコンビニエンスストアで使用できる期限になります。すでに本来の納期限を過ぎておりますので、速やかな納付をお願いします。

申告に関するお問い合わせ先	西之表市役所 税務課市税係 22-1111 (内線229・233)
固定資産税に関するお問い合わせ先	西之表市役所 税務課固定資産税係 22-1111 (内線234・235)
納税に関するお問い合わせ先	西之表市役所 税務課収納整理係 22-1111 (内線231・232)

